

# 6

## その他制度上の問題に関する事例

### ①制度に関する不満

番号	相談者	苦情内容	対応状況
1	本人	利用者の負担割合が2割になったことに、納得できない。	介護保険は社会保険の制度であること、今回の制度改正について説明し納得していただいた。
2	本人	<p>①住宅改修について 手術を行い、ストマを装着しているため、自宅での入浴時に浴槽に入ることができず、シャワー浴だけになっている。これからの季節は、浴槽に入れないままだと寒いので、浴室暖房を取り付けたいと思っている。保険者に相談したところ、浴室暖房などには補助制度がないと言われた。医師から必要なので取り付けようと言われたのにそれでも無理なのか。制度としておかしい。</p> <p>②福祉用具貸与について 4点杖をレンタルしていたが、術後の状態が落ち着いてきたので普通の1本杖でも大丈夫と思い、業者に聞いたら、介護保険は適用できないと言われた。杖が必要なのは変わらないのにおかしい。</p>	<p>①介護保険での住宅改修では「手すりの取付け」「段差の解消」「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」「引き戸等への扉の取替え」「洋式便器等への便器の取替え」「これらの改修に付帯して必要となる工事」に限られている。医師による医学的な助言があっても自費で取り付けていただくこととなると説明した。</p> <p>②福祉用具貸与の歩行補助杖対象となるものは、多点杖及び松葉杖、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチに限定されているため、一本杖は購入していただくこととなることについて説明した。</p>
3	本人	介護保険で住宅改修助成制度はあるが、住宅を後から改修するのではなく、初めから高齢者向けの間取りで設計するよう啓蒙して欲しい。	相談内容は介護保険だけの問題ではなく、近々改善できるというものではないが、意見として伺うこととした。
4	家族	小規模多機能型居宅介護を利用すると他の介護サービスの利用ができないことに不満がある。	制度的に小規模多機能型居宅介護と訪問看護や福祉用具貸与は併用できるが、他の介護サービスは利用することができないことを説明し、理解を求めた。